

福井市河川まち美化パートナー制度実施要領

この要領は、河川環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、福井市まち美化パートナー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）における必要な事項について定める。

1 活動区域

実施要綱第1条における公共施設は、福井市河川課の管理する普通河川、準用河川、その他用排水路、河川公園、福井市認定里川および調整池等とする。

2 団体

実施要綱第2条における団体は、5人以上の住民団体や企業等とする。

3 合意期間

実施要綱第2条における市と参加団体との合意期間は1年間とし、双方申し出がない場合は更新されるものとする。

4 活動計画書

実施要綱第2条における合意書（様式第2号）を取り交わした参加団体は、毎年年度当初にまち美化活動の内容を活動計画書（別紙1）により提出しなければならない。

5 物品等の支給又は貸与

実施要綱第2条における合意書（様式第2号）に示す、活動に必要な物品等の支給又は貸与する物品および数量等は次の表に定めるものとする。ただし、物品等を支給又は貸与する数量は当該年度の予算の範囲内とする。

品目	数量	年数	備考
スコップ	5名につき1本	5	最大2本まで
ホース	1団体につき1セット	3	1セットまで
のこぎり	1団体につき1本	3	1本まで
草刈鎌	2名につき1本	2	最大3本まで
剪定鋏	5名につき1本	2	最大2本まで
デッキブラシ	5名につき1本	2	最大2本まで
竹箒	5名につき1本	2	最大2本まで
ちりとり	5名につき1個	2	最大2個まで
ほうき	5名につき1本	2	最大2本まで
火ばさみ	5名につき1個	2	最大2個まで
ゴム手袋	3名につき1双	2	最大5双まで
軍手	1名につき1双	1	最大120双まで
土のう袋	必要な枚数	1	最大200枚まで
ゴミ袋	必要な枚数	1	最大100枚まで
花苗	必要な株数	1	最大200株まで
肥料	必要な袋数(20kg/袋)	1	最大2袋まで

5品目
までを
選択

活動に必要な物品等の支給又は貸与に際し、参加団体は給付（貸与）申請書（別紙2）を市に提出し、市は支給（貸与）が適当と認めた場合、支給（貸与）決定通知書（別紙3）により交付する。

6 報償金および補助金

福井市河川まち美化パートナー制度の活動は無償による活動とし、市はこの活動に対し報償金および補助金は交付しない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 23 日から施行する。